

埼玉県みどりの村指定管理者募集要項

[令和6年7月]

埼 玉 県

埼玉県みどりの村指定管理者募集要項・目次

1	指定管理者の募集について	1
2	みどりの村の概要	1
	(1) みどりの村設置の目的・役割	1
	(2) みどりの村の沿革等	1
	(3) みどりの村の所在地	1
	(4) みどりの村の規模	1
	(5) みどりの村の利用状況	2
3	管理に当たっての条件	2
	(1) 指定管理者が行う業務内容	2
	(2) 管理に要する経費	3
	(3) 指定予定期間	3
	(4) 管理の基準	3
	(5) 指定管理者と県との役割分担	3
	(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	4
	(7) 委託等の禁止	4
	(8) ネーミングライツ制度について	4
	(9) その他	5
4	申請の手続	5
	(1) 申請者の備えるべき資格	5
	(2) 申請の方法	6
	(3) 質問事項の受付	9
	(4) 現地説明会の実施	9
	(5) 著作権の帰属等	10
	(6) 費用の負担	10
	(7) 情報公開条例に基づく開示請求	10
	(8) 申請の辞退	10
5	指定管理者の指定等	10
	(1) 指定管理者候補者の選定	10
	(2) 選定に当たっての審査基準	11
	(3) 主な審査のポイント	11
	(4) 選定に当たっての審査方法等	11
	(5) 指定管理者の指定方法	12

(6) 審査結果の公表	12
(7) 申請者に対する自己情報の開示	12
6 指定管理者指定後の手続	12
(1) 協定の締結	12
(2) 引継ぎ、準備行為の実施	12
(3) その他	12
7 スケジュール	13
8 問合せ先	13

資料関係

資料1-1 みどりの村区域図その1	14
資料1-2 みどりの村区域図その2	15
資料2 みどりの村の利用状況	16
資料3-1 指定管理業務に関する仕様書	17
資料3-2 乙が契約を締結すべき保険	18
資料3-3 施設・設備の維持管理に係る仕様	19
資料4 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分	21
資料5 施設管理の収支決算額	22
資料6 みどりの村費用負担額	23
資料7 埼玉県みどりの村の管理に関する基本協定書(案)	24
資料8 埼玉県の契約に係わる入札参加停止等の措置要綱(抜粋)	47

様式関係

様式1-1 埼玉県みどりの村指定管理者指定申請書	56
様式1-2 指定管理者の指定に係るグループによる申請書	57
様式2 埼玉県税の納税状況等の確認に関する同意書	58
様式3 重大な事故または不祥事に関する報告書	59
様式4 埼玉県みどりの村の管理運営に係る事業計画書	60
様式5 応募資格がある旨の誓約書	63
様式6 委託予定業務一覧	64
様式7-1 埼玉県みどりの村現地説明会 参加申込書	66
様式7-2 募集要項の内容等に関する質問書	67
様式8 申請書類提出用URL送付依頼書	68

1 指定管理者の募集について

指定管理者制度を導入することにより、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を生かし、「埼玉県みどりの村」（以下「みどりの村」という。）において、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な経営の推進を図りたいと考えております。

このため、みどりの村について、地方自治法第244条の2第3項及び埼玉県みどりの村条例第7条第1項に基づき、令和7年度からの指定管理者を募集します。

2 みどりの村の概要

(1) みどりの村設置の目的・役割

県民が、山村の豊かな自然とのふれあいの中で、農業及び林業に対する理解を深め、健康の増進を図ることを目的として整備しました。

(2) みどりの村の沿革等

昭和61年6月1日	みどりの村開園
昭和61年度～平成17年度	管理受託者による管理
平成18年度～	指定管理者による管理

(3) みどりの村の所在地

埼玉県秩父市上吉田地内・秩父郡小鹿野町大字飯田地内

(4) みどりの村の規模

① 県が整備した施設

広場（村の広場3,000㎡、子どもの広場4,000㎡、多目的広場11,000㎡）

園路・森林

キャンプファイヤー施設

ジャブジャブ池（子どもの広場内）

サイクリング用道路（1,100m）

体験農場（875㎡）

駐車場（小型160台、大型5台）

その他施設（受水場41.3㎡、配水場75.4㎡、下水処理場188.8㎡、電気施設、屋外照明、放送設備、トイレ、東屋、遊具等）

② 市町が整備した施設

ア 秩父市（敷地面積6,819㎡）

生産物直売所1棟152㎡、キャンプ場（バンガロー8棟55人収容、屋外調理施設3棟、トイレ、管理棟）、展望台木造1棟、RVパーク

イ 小鹿野町（敷地面積15,306㎡）

おがの若者センター1棟2階建て709㎡、交流イベント広場（多目的広場）、

交流イベント広場（森林体験広場）、交流イベント広場（自然体験型テントサイト）、展望台、おがのみどりの交流館 1 棟
 ※ 資料 1 「みどりの村 区域図」を参照。

(5) みどりの村の利用状況

来園者の推移 (単位：人)

	H30年	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
来園者数	146,642	144,868	123,532	143,136	160,134	147,911

※ なお、山村における農業及び林業学習に関する体験教室等実施状況について、資料 2 「みどりの村の利用状況」を参照。

3 管理に当たっての条件

(1) 指定管理者が行う業務内容

ア みどりの村の県施設の利用に関すること

広場、キャンプファイヤー施設、ジャブジャブ池、体験農場等の利用を促進すること。

イ 山村における農業及び林業についての学習に関すること

秩父地域における農林産物の展示・紹介や、農林業や自然体験プログラム、農産物加工体験などを実施すること。

ウ みどりの村の県施設（設備及び物品を含む）を維持管理すること

利用者が安全かつ快適にみどりの村を利用できるよう、施設を適切に維持管理すること。

みどりの村市町施設と共同して利用している施設整備（受水場、配水場、下水処理場、電気施設）の保守点検等及び公共料金については、みどりの村市町施設の管理者等と費用負担に係る協定を締結し、当該協定に基づき発注・支払い等の業務を行うとともに、みどりの村市町施設の管理者等に費用負担額を請求すること。

エ みどりの村市町施設と連携し利用者サービスの向上を図ること

上記ア、イ及びウの業務、広報、利用者相談等の実施に当たっては、みどりの村市町施設の管理者と定期的に打合せを行う等の連携を取り、利用者サービスの向上を図ること。

なお、みどりの村及びみどりの村市町施設の設置者及び管理者で構成される連絡会議を開催していることから、当該会議に参加すること。

オ 第75回全国植樹祭に向けた機運醸成及び大会後の取り組みに関すること。

令和7年度に本県で開催される第75回全国植樹祭に向けて、機運醸成を図るための展示やイベントを実施するとともに、大会後、森林・みどりに対する県民理解を未来に引き継いでいくための取り組みを実施すること。

※ みどりの村利用者から農林業等に関する質問がありましたら、適切に回答・対応する必要があります。

※ 業務内容に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

なお、指定管理業務に関する仕様は資料3を、施設の改築や修繕等の実施区分については、資料4を参照。

(2) 管理に要する経費

県は、指定管理業務に必要な経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払います。委託料の額や支払方法等は、協議の上、協定で定めます。

なお、指定管理者が管理を行うために必要な経費は、県委託料及び指定管理者が行う自主事業等の収入で賄うこととなります。原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補てんはありません。

※ 過去3か年の施設管理運営に係わる収支状況については、資料5を参照。

※ 指定管理者及び隣接施設の費用負担額については、資料6を参照

(3) 指定予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で予定しています。

(4) 管理の基準

ア 埼玉県みどりの村条例その他関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にみどりの村の運営を行うこと。

イ みどりの村の施設の維持管理を適切に行うこと。

ウ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(5) 指定管理者と県との役割分担

指定管理者と県との役割分担は、原則として次のとおりとします。

項 目	指定管理者	県
施設（設備、備品を含む。）の保守点検	○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む。）	○	
安全衛生管理	○	
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
事故、火災等による施設の損傷の回復	△ (自己の責に帰すべき事由による場合)	○
施設利用者の被災に対する責任	△ (現場での対応)	○
県有施設の火災共済保険加入		○

県有施設の賠償責任保険加入	○	
包括的な管理責任		○

※ その他の指定管理者の役割

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、みどりの村を常に良好な状態に管理する義務を負います。

指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。

(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ 指定管理者が県の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

エ イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。

オ 県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、県と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

(7) 委託等の禁止

指定管理業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

業務の一部委託等を予定している場合は、申請時に、委託予定業務一覧（別紙様式6）を作成し、提出してください。

(8) ネーミングライツ制度*について

埼玉県では、安定的な施設運営・維持や施設の魅力向上、県民サービスの向上を図るとともに、命名権者と連携した施設のPR、地域の活性化など官民連携による効果的な取組の拡大につなげるため、ネーミングライツ制度を導入していま

す。

本施設でも、今回募集している指定管理期間中に同制度を導入し、愛称が付される可能性があります。制度導入に当たっては、看板、パンフレット等の印刷物、ホームページの表示変更を行うことが想定され、導入時期や費用負担等について、県は事前に指定管理者の同意を得ることとします。なお、発生する費用は、原則、命名権者又は県（指定管理料で調整）が負担し、指定管理者の費用負担が生じることはありません。

また、命名権者から県に対して施設PRや清掃等企業活動の提案がされる可能性があります。実施に当たっては、県は指定管理者と協議することとします。

なお、指定管理者が命名権者となることも可能ですが、指定管理者が命名権者を兼ねた場合、命名権料は指定管理に係る管理経費とはみなしません。

* ネーミングライツとは、契約により施設に愛称として団体名・商品名等を付与させる代わりに、命名権者から対価を得るものです。

(9) その他

ア 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の適正な管理・保存に努めること。

イ 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の情報公開に努めること。

ウ 指定管理業務を通じて取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律並びにその他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規則等に基づき適正な取扱いをすること。

エ 指定管理業務の実施に当たり、県内中小企業者の受注機会の増大と県内中小企業者に配慮した物品等の調達に努めること。

オ 指定管理業務の実施に当たり、省エネルギーの徹底と環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

カ 指定管理業務の実施に当たり、障害者の雇用の拡大と県内障害者就労施設等に配慮した物品等の調達に努めること。

キ 指定管理者と協議の上、県が設定する公の施設の管理目標の達成に努めること。

※ 「管理にあたっての条件」についての細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4 申請の手続

(1) 申請者の備えるべき資格

埼玉県内に事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

※1 次のいずれかに該当する法人等は申請を行うことができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

- イ 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- ウ 埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等
- エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
- キ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等
- ※2 選定委員会委員等、本件業務に従事する本県職員等に対し、本件応募についての故意による接触を禁じます。なお、故意による接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- ※3 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を提出してください。
 なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。また、構成員のいずれかが上記※1のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

(2) 申請の方法

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 提出書類

- (ア) 指定管理者指定申請書（別紙様式1-1、グループ申請の場合は、別紙様式1-2）
- (イ) 法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類
- (ウ) 法人等の決算関係書類（過去3か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- (エ) 法人等の予算関係書類（直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- (オ) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類）
- (カ) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
- (キ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税

証明書

※法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（3の3）を提出してください。また、法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。

※ 埼玉県内に事業所（本社、支社、支店等）がある法人等については、別紙様式2（同意書）を提出いただき、納税状況等確認システム（埼玉県が業務において使用する、埼玉県税の納税義務者の納税状況等を確認できるシステムをいう。）の利用に同意いただくことで、埼玉県が発行する法人県民税及び法人事業税の納税証明書の提出を原則省略することができます。ただし、納税状況等確認システムによって納税状況等が確認できない場合は、納税証明書を提出してください。

※ 上記の場合も、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の提出は省略できませんので、御注意ください。

- (ク) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (ケ) 森林に関する専門的知識及び資格等を有する常勤の者がいる場合、当該者の経歴を記載した書類
- (コ) 重大な事故又は不祥事に関する報告書（別紙様式3）
- (カ) 類似施設における業務実績を記載した書類（原則として、過去5年間を対象として記載）
- (シ) みどりの村管理に関する事業計画書（別紙様式4）

以下の項目について、みどりの村の設置目的を効果的に達成し、しかも効率的に運営ができることがわかる内容として提案すること。

① 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

公の施設であるみどりの村を管理運営していくにあたっての心構えや基本方針、県民の平等利用に対する考え方など

② 管理執行体制

人員配置、雇用者数、職員の研修計画及び業務の継続的・安定的な運営の確保の観点を踏まえ、みどりの村で勤務する職員の雇用の考え方など

③ みどりの村の現状認識と将来展望

みどりの村の現在の状況に対する認識と将来どのような管理運営を目指していくかなど

④ 山村における農業及び林業についての学習に関する事業計画

学習事業の内容、スタッフの配置（農林業に関する知識・経験を記載）、など

⑤ 第75回全国植樹祭に関する事業計画

第75回全国植樹祭に向けて、機運醸成を図るための展示やイベントの実施に関する事、大会後の取り組みに関する事など

⑥ サービスを向上させるための方策

みどりの村市町施設管理者との連携などによる利用者へのサービスを向上させる方策、利用者の施設利用の促進を図る方策、利用者から森林・

林業に関する質問があった場合の体制・対応、広報計画など

- ⑦ 利用者等のニーズの把握及び実現策
利用者のニーズをどのように把握し、それを実現させるかなど
 - ⑧ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
 - ⑨ 個人に関する情報の取扱いについての基本方針
情報の管理体制その他必要と考える事項など
 - ⑩ 危機管理に対する方針について
防災、防犯、けが人や急病人発生時など緊急時の体制・対応、加入する保険の概要など
 - ⑪ みどりの村の管理運営に係る令和7年度収支予算案
県から指定管理業務に係る委託料として支払う必要額を見込みで算出することなど
 - ⑫ 5年間の中期収支計画
利用人員予測、収支計画、県から指定管理業務に係る委託料として支払う必要額等
 - ⑬ 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」について
効果的な事業運営のための評価制度の導入とその反映の仕方など
 - ⑭ 広場等、施設の管理計画
みどりの村施設の管理方法など
 - ⑮ その他
- (ス) 応募資格がある旨の誓約書((1)のア～キに該当しないことの誓約書)(別紙様式5)
- (セ) 委託予定業務一覧(別紙様式6)
清掃等の具体的業務を第三者へ委託(再委託)する予定がある場合、その内容及び委託先の選定方法を記載してください。ただし、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。

イ 提出方法

申請書類の提出は原則電子メールとします。ファイル送受信システム「SECURE DELIVER(セキュアデリバー)」を使用し、提出してください。提出に必要なURLを事前に電子メールで送付しますので、別紙様式8を以下により御送付ください。提出後、エの提出先まで電話により到達確認を行ってください。

ただし、(イ)及び(キ)については郵送または持参とします。エの提出先に御提出ください。郵送の場合は原則書留としてください。

[別紙様式8 提出先メールアドレス] a4300-13@pref.saitama.lg.jp

[別紙様式8 提出期間] 令和6年8月26日(月)から令和6年8月30日(金)まで

ウ 申請書類の受付期間

令和6年9月2日(月) 午前 9時00分から

令和6年9月9日(月) 午後16時00分まで
提出後、エの提出先まで電話で到達確認を行ってください。

エ 提出先

埼玉県農林部森づくり課森林活動支援担当
住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電 話：048-830-4301・4310
ファックス：048-830-4839
電子メール：a4300-13@pref.saitama.lg.jp

オ その他

申請については、一申請者につき一提案に限ります。複数の提案はできません。また申請書類の提出後は、その内容を変更することはできません。

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和6年8月7日(水)～8月22日(木) 午後5時まで

イ 受付方法

質問票(別紙様式7-2)に質問内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールで提出してください。電話、ファックス等では受け付けません。

[提出先メールアドレス] a4300-13@pref.saitama.lg.jp

ウ 回答方法 質問及び回答は森づくり課ホームページ

(アドレス：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/01siteikanribosyu-midorinomura.html>)において公表します。(質問者名は表示しません。)

なお、質問内容によっては回答までに一定期間を要する場合や、質問内容を要約して掲載する場合がありますので、御了承ください。

※現地説明会において出された質問及び回答についても、併せて公表します。

(4) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。

ア 開催日時 令和6年7月31日(水)

午前10時開始

イ 集合場所 みどりの村内「おがの若者センター」

(開始時刻の5分前までに集合してください。)

ウ 申込み

現地見学会の参加希望者は、令和6年7月26日(金) 正午までに参加申込書(様式7-1)を森づくり課あてに電子メールで御提出ください。参加人数は1団体2名以内とします。

[申込先メールアドレス] a4300-13@pref.saitama.lg.jp

エ その他

申請をしようとする法人等は現地を御覧になることをお勧めします。ただし、利用時間外、管理用施設、立入禁止区域、使用許可が必要な施設は御覧になれません。御了承ください。

なお、その際、現地職員への指定管理業務や公募申請に関する質問は御遠慮ください。御質問は、上記の「(3) 質問事項の受付」に従って行ってくださるようお願いいたします。

(5) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(7) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類は、埼玉県情報公開条例に基づく開示請求の対象となります（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れのある情報を除く）。

(8) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、書面により申し出てください。

5 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、提出された申請書により、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）を行い、(2)の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者とします。

一次審査の結果は、令和6年9月下旬までにすべての申請者に文書で連絡します。

二次審査は、一次審査を通過した申請について、プレゼンテーションを行っていただき、申請の内容を基に総合的に審査します。プレゼンテーションは、提出された書類に基づき行うものとします。なお、パソコン等の機材の使用を希望する場合は、事前の申し出が必要です。

二次審査の結果は、すべての二次審査参加者に文書で連絡します。

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事

故ある場合等があり、候補者としての資格要件を失った時は、候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、二次審査において次点となった者を新たに指定管理者候補者とします。

(2) 選定に当たっての審査基準

- ア 県の農林業の振興及び県の農林行政の推進に資するものであること。
- イ 第75回全国植樹祭に向けて、機運醸成を図るとともに、大会後、森林・みどりに対する県民理解を未来に引き継いでいくための取り組みが行えること。
- ウ 県民の平等なみどりの村の利用を確保することができること。
- エ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にみどりの村の運営を行うことができること。
- オ みどりの村の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- カ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- キ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(3) 主な審査のポイント

- ア 応募資格に適合しているか。
- イ 県の農林業の振興及び県の農林行政の推進に資するものであるか。
- ウ 第75回全国植樹祭に向けて、機運醸成を図るとともに、大会後、森林・みどりに対する県民理解を未来に引き継いでいくための取り組みが行えるか。
- エ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- オ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- カ 県民の平等利用確保への配慮がされているか。
- キ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ク 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ケ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されるか。
- コ 指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か。
- サ 救命講習受講者等が指定管理業務に関与するなど、利用者の安全に配慮した体制となっているか。
- シ 事業計画は、みどりの村の設置目的を踏まえた内容となっているか。
- ス みどりの村市町施設や関係団体等と連携した計画が提案されているか。
- セ 指定管理業務と類似した業務の実施経験があるか。
- ソ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。
- タ 本店又は主たる事務所の所在地は県内か。

(4) 選定に当たっての審査方法等

審査は、審査基準に基づき、一次審査及び二次審査とします。二次審査について

ては、埼玉県農林部が設置する選定委員会が行います。

選定委員会の委員は過半数を外部有識者とし、その他農林部副部長等を加えて構成されます。

なお、選定委員会の会議は非公開とします。

(5) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、埼玉県議会の議決を経て、文書で埼玉県知事が指定します。

なお、指定後速やかに、埼玉県報にて告示します。

(6) 審査結果の公表

指定管理者の指定後に、指定管理者の名称、各選定委員の職・氏名、審査項目ごとの配点及び各応募者の得点、提案の概要、選定委員の主な意見を県ホームページで公表します。

(7) 申請者に対する自己情報の開示

指定管理者の指定告示後に、ホームページの公開情報以外に、申請者が希望する場合は、その申請者自らの応募分について審査情報を提供します。

6 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と県との間で協議の上、協定を締結するものとします。

(2) 引継ぎ、準備行為の実施

指定管理者は県と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、県（前管理者）から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とします。

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

7 スケジュール

月 日	内 容
7月26日正午	現地説明会申込締め切り
7月31日	現地説明会
8月 7日～8月22日	質問事項の受付期間
8月26日～8月30日	申請書類提出用URL送付依頼書受付期間
9月 2日～9月 9日	申請書の受付期間
9月中旬 (予定)	一次審査(書類審査)
9月下旬 (予定)	一次審査結果通知
10月上旬 (予定)	二次審査(プレゼンテーション)
10月下旬 (予定)	二次審査結果通知(指定管理者候補者の選定)
12月下旬 (予定)	指定管理者の議決(県議会12月定例会)
1月上旬 (予定)	指定管理者の指定(告示)
3月下旬 (予定)	協定の締結

8 問合せ先

埼玉県農林部森づくり課森林活動支援担当

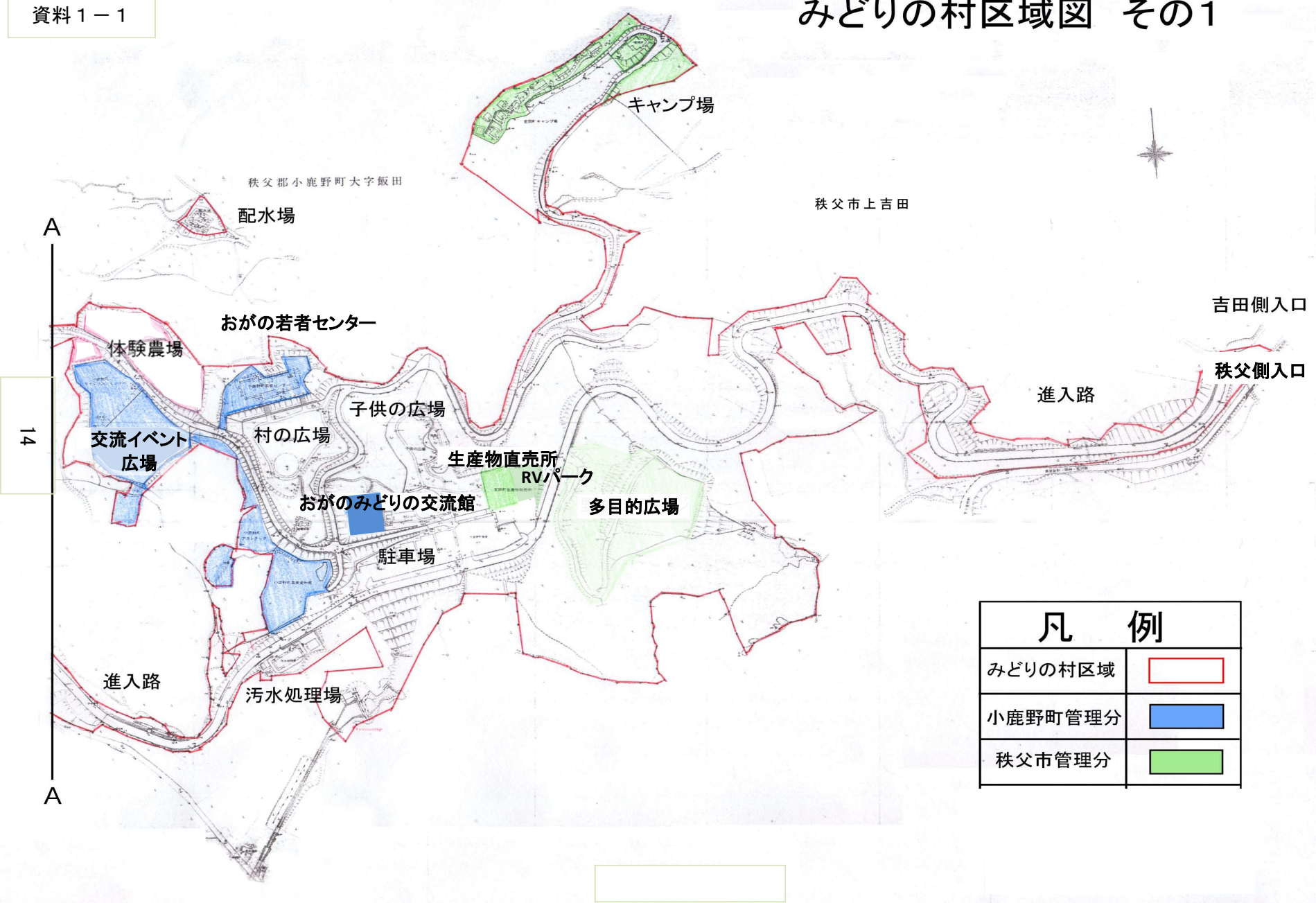
住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話：048-830-4301・4310

ファックス：048-830-4839

電子メール：a4300-13@pref.saitama.lg.jp



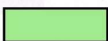
みどりの村区域図 その1



凡 例	
みどりの村区域	
小鹿野町管理分	
秩父市管理分	

みどりの村区域図 その2



凡 例	
みどりの村区域	
小鹿野町管理分	
秩父市管理分	

資料2

みどりの村の利用状況

1 来園者数

(単位：人)

年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
来園者数	146,642	144,868	123,532	143,136	160,134	147,911

2 体験教室等の開催と参加人数の実績

令和3年度

イベント等の名称	回数	参加人数
そば打ち、ジャガイモ掘り、コンニャク作りなどの体験	5	46
山歩き	2	31
布ぞうり作り体験教室、ササカゴ作り体験	3	21
動物とのふれあいコーナー	9	432
みどりの村祭り等	2	320
合計	21	850

令和4年度

イベント等の名称	回数	参加人数
そば打ち、ジャガイモ掘り、コンニャク作りなどの体験	9	89
山歩き	4	67
布ぞうり作り体験教室、ササカゴ作り体験	3	31
動物とのふれあいコーナー	11	384
みどりの村祭り等	9	2,700
合計	36	3,271

令和5年度

イベント等の名称	回数	参加人数
そば打ち、ジャガイモ掘り、コンニャク作りなどの体験	15	149
山歩き	4	51
布ぞうり作り体験教室、ササカゴ作り体験	3	29
動物とのふれあいコーナー	9	301
みどりの村祭り等	6	2,305
合計	37	2,835

指定管理業務に関する仕様書

乙が指定管理者として行う以下の埼玉県みどりの村指定管理業務については、下記のとおりとする。

なお、業務の遂行にあたっては、関係法令、条例、規則及び協定書（案）に定めたことを遵守し実施するほか、乙が埼玉県みどりの村指定管理者候補者の公募の際に提出し、審査を受けた事業計画書の内容を活かした業務を行うこと。

また、指定管理業務の対象となる土地、建物、工作物等については、募集要項 2（4）①に記載の施設・設備及びその付属物とする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 みどりの村の県施設の利用に関する業務2 山村における農業及び林業についての学習に関する業務3 みどりの村の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務4 みどりの村市町施設と連携し利用者サービスの向上を図るための業務5 第 7 5 回全国植樹祭に向けた機運醸成及び大会後の取り組みに関する業務6 その他甲が必要と認める業務 |
|--|

1 みどりの村の施設の利用に関する業務

広場、キャンプファイヤー施設、ジャブジャブ池、体験農場等の利用を促進すること。

2 山村における農業及び林業についての学習に関する業務

- (1) 秩父地域における農林産物の展示・紹介を行うこと。
- (2) 農林業の体験プログラムを実施すること。
- (3) 農産物加工体験を実施すること。
- (4) 広報にあたっては関係団体と連携の上、利用者サービスの向上を図ること。

3 みどりの村の県施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

- (1) 利用者が安全かつ快適にみどりの村を利用できるよう、施設を適切に維持管理すること。
- (2) 維持管理にあたってはみどりの村市町施設と連携の上、利用者サービスの向上を図ること。

4 みどりの村市町施設と連携し利用者サービスの向上を図るための業務

みどりの村市町施設の管理者と定期的に打合せを行う等の連携を取り、利用者サービスの向上を図ること。

5 第 7 5 回全国植樹祭に向けた機運醸成及び大会後の取り組みに関する業務

- (1) 令和 7 年度に本県で開催される第 7 5 回全国植樹祭に向けて、機運醸成を図るための展示やイベントを実施すること
- (2) 大会後、森林・みどりに対する県民理解を未来に引き継いでいくための取り組みを実施すること

6 その他甲が必要と認める業務

その他指定管理業務として行うべき業務については、甲乙協議の上、その都度決めていくこととする。

資料 3-2

乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、以下の内容を満たす保険契約を締結するものとする。なお、保険契約については、1年毎に更新する場合も可能とする。

- 賠償責任保険
保険契約者－乙
被保険者－乙
保険の対象－みどりの村の施設内における事故等に対する賠償責任
保険期間－指定管理の期間中更新し続けるものとする
補償額－身体：1名あたり1億円以上、1事故あたり5億円以上
財物：1事故あたり3千万円以上
免責金額－なし

- 傷害保険
保険契約者－乙
被保険者－乙
保険の対象－体験活動参加者に対する傷害保険
保険期間－指定管理の期間中更新し続けるものとする
補償額－死亡・後遺障害：1名あたり1千万円以上
入院：1名1日あたり1万円以上
通院：1名1日あたり5千円以上

施設・設備の維持管理に係る仕様

1 供用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
広場	巡視点検・清掃	週 1 回
	ジャブジャブ池は水質保全を図るため、薬剤投入と清掃を実施	随時
	軽微な修繕	適宜
園路	巡視点検・清掃	週 1 回
	刈払、不陸整正、階段補修等	適宜
管理道	巡視点検・清掃	週 1 回
	刈払、溝渠清掃	随時
	軽微な修繕	適宜
公衆便所	巡視点検・清掃	週 2 回
	軽微な修繕	適宜
駐車場	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な補修	適宜
東屋・遊具	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な補修	適宜
体験農場	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な補修	適宜

※ 修繕、補修については、資料 4 「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に応じて実施するものとする。

※ 遊具の維持管理については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」（下記アドレス参照）に基づき維持管理するものとする。

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000083.html

2 植栽管理

区分	管理方法	年間計画
芝生管理	芝刈り	5～10月に適宜
	除草	適宜
高木管理	剪定	9～12月に適宜
	枯損木の除去	適宜
低木管理	刈り込み	6～10月に適宜
自然林管理	林内刈払、剪定	6～10月に適宜
	除伐・枯損木等の除去	適宜

3 管理用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
給水設備 ①受水槽14.0m ³ ②配水池193.4m ³ (増圧ポンプ有) ③浄水設備 ④減圧装置	設備の正常運転に必要な維持管理 水道法に基づく水質検査、安全を 図るための簡易水質検査を実施	維持点検：年6回 定期水質検査：年12回 年次水質検査：年1回 滅菌清掃：年1回 簡易水質検査：随時
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
汚水施設 処理方式 接触ばっ気方式 処理能力 200m ³ /日	設備の正常運転に必要な維持管理 水質汚濁防止法及び浄化槽法に基 づく清掃、水質検査	維持点検：年26回 水質検査(汚濁)：年1回 水質検査(浄化)：年4回 浄化槽法定検査：年1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
電気施設 ①需要設備 設備容量400kVA 受電電圧6600V ②非常用予備発電 装置 定格容量25kVA 定格電圧200V	電気事業法に基づく施設の点検	月次点検：月1回 年次点検：年1回
	日常巡視点検	月1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
消防設備 ①消火器具	機能点検	年2回
照明設備 放送設備	巡視点検	月1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜

※ 修繕、補修については、資料4「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」
に応じて実施するものとする。

資料 4

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、 鉄骨部分、小屋 組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕		○		
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等		—		基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕		○		
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	施設の管理運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。なお、乙が委託料で購入するものは甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、 機械装置、工具器具備品の 改築・改造等	いわゆる 「模様替え」等			○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件
<p>基本的考え方</p> <p>※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額50万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙（指定管理者）が実施し、それ以外は甲（県）が実施する。</p> <p>※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。</p>					

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

資料5

施設管理の収支決算額

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
収 入	県委託料	16,636	16,636	16,636	
	体験事業収入	31	222	238	
	その他収入	90	79	62	
	収入合計	16,757	16,937	16,936	
支 出	管理事業費	10,735	10,255	9,312	
	内 訳	保守点検費	2,198	2,198	2,195
		消耗品・光熱水費	5,730	5,141	3,927
		その他	2,742	2,624	3,035
		体験事業費	65	292	155
管理事務費	6,213	6,663	7,000		
内 訳	人件費	6,213	6,663	7,000	
	公課費	0	0	0	
支出合計		16,948	16,918	16,312	
収支差額		△191	19	624	

※ みどりの村市町施設と共同して利用している施設設備（受水場、配水場、下水処理場、電気施設等）の保守点検等及び公共料金については、みどりの村市町施設の管理者と費用負担に係る協定を締結してください。

※ 指定管理者及びみどりの村市町施設の費用負担額については、資料6を参照してください。

資料6

みどりの村費用負担額

令和3年度

(単位 円)

区分	指定管理者	県土整備事務所	秩父市	小鹿野町	合計
電気料相当額	1,578,200	17,748	286,572	124,763	2,007,283
水道料相当額	943,485	0	24,840	78,192	1,046,517
役務費	478,479	0	5,420	8,065	491,964
機械警備業務	0	0	0	0	0
管理清掃業務	2,050,000	0			2,100,000
給水施設維持管理業務	1,005,000	0	149,000	221,000	1,375,000
汚水処理施設維持管理業務	804,000	0	119,000	177,000	1,100,000
自家用電気工作物点検業務	322,600	0	11,000	36,000	369,600
消防用設備点検業務	6,600	0	0	63,800	70,400
合計	7,188,364	17,748	595,832	708,820	8,560,764

令和4年度

(単位 円)

区分	指定管理者	県土整備事務所	秩父市	小鹿野町	合計
電気料相当額	2,119,672	25,592	703,850	196,304	3,045,418
水道料相当額	761,172	0	94,875	16,500	872,547
役務費	463,909	0	4,875	5,170	473,954
機械警備業務		0	0	0	0
管理清掃業務	2,000,000	0			2,000,000
給水施設維持管理業務	1,213,000	0	138,000	24,000	1,375,000
汚水処理施設維持管理業務	969,000	0	111,000	20,000	1,100,000
自家用電気工作物点検業務	274,600	0	74,000	21,000	369,600
消防用設備点検業務	6,600	0	0	63,800	70,400
合計	7,807,953	25,592	1,126,600	346,774	9,306,919

令和5年度

(単位 円)

区分	指定管理者	県土整備事務所	秩父市	小鹿野町	合計
電気料相当額	1,924,964	16,133	391,533	149,590	2,482,220
水道料相当額	382,305	0	66,275	52,900	501,480
役務費	472,786	0	6,555	5,331	484,672
機械警備業務	0	0	0	0	0
管理清掃業務	2,400,000	0			2,400,000
給水施設維持管理業務	1,077,000	0	164,000	134,000	1,375,000
汚水処理施設維持管理業務	861,000	0	107,000	132,000	1,100,000
自家用電気工作物点検業務	281,600	0	25,000	63,000	369,600
消防用設備点検業務	6,600	0	63,800	0	70,400
合計	7,406,255	16,133	824,163	536,821	8,783,372

資料 7

埼玉県みどりの村の管理に関する基本協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第 号による指定管理者の指定に基づく指定管理業務について、埼玉県みどりの村条例（以下「条例」という。）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり協定を締結する。

（指定管理業務）

第 1 条 甲は、条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 埼玉県みどりの村（以下「みどりの村」という。）の施設の利用に関すること
- (2) 山村における農業及び林業についての学習に関すること
- (3) みどりの村の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関すること
- (4) その他甲が必要と認めること

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙 1 「指定管理業務に関する仕様書」に定めるとおりとする。

（善管注意義務）

第 2 条 乙は、関係法令及びこの協定書の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって、みどりの村を常に良好な状態に管理する義務を負う。

（委託料）

第 3 条 甲は、甲と乙が毎年度予算の範囲内において別に締結する年度協定に基づき、指定管理業務に対する委託料を、乙に支払うものとする。

（管理の基準）

第 4 条 乙が行うみどりの村の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 臨時にみどりの村の休業日を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (2) みどりの村を利用することができる時間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (3) 休業日及び利用することができる時間は、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 施設及び設備は、定期的保守点検を行い、その記録を作成すること。
- (5) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (6) 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な箇所をき損したときは、速やかに甲に報告すること。
- (7) 施設又は施設利用者に災害、事故その他不測の事態が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
- (8) 建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕に当たっては、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。
- (9) 自動販売機及び公衆電話等の設置に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用についての許可を受けること。
- (10) 防災、防犯その他不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (11) 指定管理業務に係る収入及び支出は、乙の他の口座とは別の口座で管理するこ

と。

(12) 指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理すること。

(13) 指定管理業務に係る会計書類は、甲の各会計年度の終了後、5年間保存すること。

(14) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は、第21条に定めるところにより適正に取り扱うこと。

(15) その他適正な管理を行うため、甲が必要と認める事項

(総括責任者の配置)

第5条 乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

(利益供与に関する指導)

第6条 乙は、乙の職員その他乙の指揮命令下にある者が、指定管理業務の執行に関連して、みどりの村の利用者等から利益の供与を受けることがないように、必要な指導を徹底するものとする。

(事業計画等)

第7条 乙は、令和7年度から令和11年度までの各年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容について年度別事業計画書(様式第1号)を作成し、各年度の前の年度の11月末日までにその計画書を甲に提出するものとする。また、乙は、指定管理業務開始年度の年度別事業計画書を作成し、速やかにその計画書を甲に提出するものとする。

(1) 施設の基本的な運営方針

(2) 事業計画(自主事業の実施計画を含む。)及び施設の利用見込み

(3) 当該年度の収支予算案

(4) 管理執行体制

(5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

3 乙は、乙の各事業年度の決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲の承認を得なければ、甲に提出した事業計画を変更することができない。

(定期報告)

第8条 乙は、前月の利用状況について、利用状況報告書(様式第2号)を作成し、毎月10日までに甲に報告するものとする。

(事業報告書)

第9条 乙は、法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、30日以内に次に掲げる事項について、事業報告書(様式第3号)を作成し、甲に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 施設の利用状況

(3) 料金収入の実績や管理経費等の収支状況

(4) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、年度の中途において条例第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

(自己評価制度)

第10条 乙は、みどりの村の効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度自己評価を実施して、その報告書を前条第1項の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第11条 甲は、法第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対して、当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(公の施設の管理目標の達成等)

第12条 乙は、甲、乙協議の上甲が設定する公の施設の管理目標を達成するよう努めなければならない。

2 甲は、前項に規定する管理目標の達成状況を確認し、乙に対して必要な指示をすることができる。

(納税証明書の提出等)

第13条 乙は、指定の期間中、各事業年度の最終日から3月以内に、法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を甲に提出しなければならない。

2 乙が埼玉県内に事業所(本社、支社、支店等)がある法人等である場合、乙は、同意書(募集要項別紙様式2又はこれに準ずる書類)を甲に提出することで、前項に規定する納税証明書のうち、埼玉県が発行する法人県民税及び法人事業税の納税証明書の提出を省略することができる。この場合において、甲は納税状況等確認システム(甲が甲の業務において使用する、埼玉県税の納税義務者の納税状況等を確認できるシステムをいう。)を用いて乙の納税状況等を確認するものとする。

3 甲が前項に規定した方法により、乙の納税状況等を確認できなかった場合、乙は、法人県民税及び法人事業税の納税証明書を甲に提出しなければならない。

4 甲は、第1項及び前項に規定する納税証明書を認め、必要があると認める場合には、乙に対して、乙の経営状況に関し必要な報告を求めることができる。

(モニタリングの実施)

第14条 甲は、この協定に定めるもののほか、乙の実施する指定管理業務その他みどりの村における良好な管理及びサービスの質を維持するため必要な事項について定期的に又は必要に応じて臨時にモニタリングを自ら実施し、又は乙に実施を指示することができる。

2 甲は、前項のモニタリングの結果、みどりの村における良好な管理及びサービスの質を維持するため必要があると認める場合には、乙に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

(地位の承継等の禁止)

第15条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(委託等の禁止)

第16条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部を第三者に委託し、又

は請け負わせてはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

3 前項の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、第2項の規定により当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者の責めに帰すべき事由を全て乙の責めに帰すべき事由として責任を負わなければならない。

(譲渡等の禁止)

第17条 乙は、みどりの村の施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

(通称の使用)

第18条 乙は、みどりの村に愛称を使用する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、甲がネーミングライツ制度を導入した場合は、当該制度に基づき付与された愛称を使用するものとする。

(文書の管理・保存)

第19条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等については、別記1「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、指定管理業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は指定管理業務の執行以外の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

2 乙は、第16条第2項の規定に基づき、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、当該第三者に対し、前項の規定の例による義務を負わせなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」によらなければならない。

(情報公開)

第22条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が保有しているものについては、乙が定める情報公開規程等により開示するものとする。

2 乙は、前項の情報公開規程等を定めるに当たっては、甲と協議するものとする。当該情報公開規程等を変更しようとするときも、同様とする。

(県内中小企業者への配慮)

第23条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり県内中小企業者への配慮に留意するものとする。

(1) 工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、県内中小企業者の受注機会の増大に努めること。

(2) 物品の調達等に当たっては、県内中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること。

(環境への配慮)

第24条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するも

のとする。

- (1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。
- (2) 資源採取から廃棄に至るまでの物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(障害者雇用等への配慮)

第25条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり障害者の雇用等に最大限の配慮を行うものとする。

- (1) 県内に在住する障害者の雇用拡大に努めること。
- (2) 物品の調達等に当たっては、県内障害者就労施設等からの調達に努めること。

(施設、設備及び物品の使用)

第26条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、甲の所有に属するみどりの村の施設、設備及び物品を使用することができる。

(備品の取扱い)

第27条 乙が指定管理業務を行うに当たり、甲が支払う委託料を充て埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第170条第1項第1号に規定する備品を購入したときは、当該備品の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項に規定する備品を購入するときは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。

(施設の現状変更の実施区分等)

第28条 第4条第8号に規定する現状変更を行おうとする場合の実施区分は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、第4条第8号の規定に基づき施設の現状変更を行った場合は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲の立会いによる確認を受けなければならない。

3 乙は、甲が必要と認めるときは、当該施設の現状変更を使用した設計図、施工図その他の書面を甲に提出しなければならない。

4 甲は、第2項の確認において、当該施設の現状変更の不備があると認めるときは、その改善を指示することができる。

(火災保険契約等)

第29条 甲は、甲の所有に属する施設について、火災保険契約（火災、落雷、破裂、爆発による損害並びにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう。）を締結するものとする。

2 乙は、指定管理業務を開始する日までに、別紙3に定める内容の保険契約を締結するものとし、指定の期間中、当該保険契約に引き続き加入していなければならない。

3 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面を速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(天災等による供用の休止等)

第30条 甲は、天災その他やむを得ない事由によりみどりの村の施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該施設等の全部又は一部の供用を休止させることができる。

2 乙は、予期することができない事由によりみどりの村の施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得た上、当該施設等の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 前2項に規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(第三者の損害の負担)

第31条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、乙が行うみどりの村の管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(原状回復)

第32条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、若しくはき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第33条 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が第8条、第9条第1項、第10条又は第13条第1項の規定による報告書又は納税証明書を提出せず、第11条又は第13条第2項の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。

(3) 乙が第14条第2項又は前条第2項の規定による改善等を期間内にすることができなかつたとき。

(4) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するに至つたとき。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- ウ 埼玉県から指名停止措置を受けている法人等
- エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
- キ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

(6) 乙の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(7) 乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

(8) その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないとき。

（委託料の返還）

第35条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

（損害賠償等）

第36条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、条例第11条第1項の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

（施設等の引渡し）

第37条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき、又は条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、みどりの村の施設、設備及び物品を甲の指定する期日までに、条例第12条第2項の規定に従い原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

（指定管理業務の引継ぎ）

第38条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者としてみどりの村の管理を行わなくなったとき、又は条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、みどりの村の管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者その他その業務を引継ぐ者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。

ない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際し必要な事項については、別途協議するものとする。

2 乙は、前項に規定する引継ぎに要する乙の費用を負担するものとする。

(協定の改定)

第39条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、この協定を改定することができる。

(年度協定)

第40条 この協定に定めるものの他、各年度ごとに定めることが必要な事項については、別途締結する年度協定に定めるものとする。

(信義則)

第41条 甲と乙は信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第42条 この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(定めのない事項等)

第43条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙

指定管理業務に関する仕様書

乙が指定管理者として行う以下の埼玉県みどりの村指定管理業務については、下記のとおりとする。

なお、業務の遂行にあたっては、関係法令、条例、規則及び協定書（案）に定めたことを遵守し実施するほか、乙が埼玉県みどりの村指定管理者候補者の公募の際に提出し、審査を受けた事業計画書の内容を活かした業務を行うこと。

また、指定管理業務の対象となる土地、建物、工作物等については、募集要項 2（4）①に記載の施設・設備及びその付属物とする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 みどりの村の県施設の利用に関する業務2 山村における農業及び林業についての学習に関する業務3 みどりの村の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務4 みどりの村市町施設と連携し利用者サービスの向上を図るための業務5 第 7 5 回全国植樹祭に向けた機運醸成及び大会後の取り組みに関する業務6 その他甲が必要と認める業務 |
|--|

1 みどりの村の施設の利用に関する業務

広場、キャンプファイヤー施設、ジャブジャブ池、体験農場等の利用を促進すること。

2 山村における農業及び林業についての学習に関する業務

- (1) 秩父地域における農林産物の展示・紹介を行うこと。
- (2) 農林業の体験プログラムを実施すること。
- (3) 農産物加工体験を実施すること。
- (4) 広報にあたっては関係団体と連携の上、利用者サービスの向上を図ること。

3 みどりの村の県施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

- (1) 利用者が安全かつ快適にみどりの村を利用できるよう、施設を適切に維持管理すること。
- (2) 維持管理にあたってはみどりの村市町施設と連携の上、利用者サービスの向上を図ること。

4 みどりの村市町施設と連携し利用者サービスの向上を図るための業務

みどりの村市町施設の管理者と定期的に打合せを行う等の連携を取り、利用者サービスの向上を図ること。

5 第 7 5 回全国植樹祭に向けた機運醸成及び大会後の取り組みに関する業務

- (1) 令和 7 年度に本県で開催される第 7 5 回全国植樹祭に向けて、機運醸成を図るための展示やイベントを実施すること
- (2) 大会後、森林・みどりに対する県民理解を未来に引き継いでいくための取り組みを実施すること

6 その他甲が必要と認める業務

その他指定管理業務として行うべき業務については、甲乙協議の上、その都度決めていくこととする。

別紙 2

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、 鉄骨部分、小屋 組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕		○		
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等		—		基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 50万円以上の修繕		○		
	見積額50万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	施設の管理運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。なお、乙が委託料で購入するものは甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、 機械装置、工具器具備品の 改築・改造等		いわゆる 「模様替え」等		○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件
<p>基本的考え方</p> <p>※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額50万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙（指定管理者）が実施し、それ以外は甲（県）が実施する。</p> <p>※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。</p>					

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

別紙 3

乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、以下の内容を満たす保険契約を締結するものとする。なお、保険契約については、1年毎に更新する場合も可能とする。

- 賠償責任保険
保険契約者－乙
被保険者－乙
保険の対象－みどりの村の施設内における事故等に対する賠償責任
保険期間－指定管理の期間中更新し続けるものとする
補償額－身体：1名あたり1億円以上、1事故あたり5億円以上
財物：1事故あたり3千万円以上
免責金額－なし

- 傷害保険
保険契約者－乙
被保険者－乙
保険の対象－体験活動参加者に対しての傷害保険
保険期間－指定管理の期間中更新し続けるものとする
補償額－死亡・後遺障害：1名あたり1千万円以上
入院：1名1日あたり1万円以上
通院：1名1日あたり5千円以上

目 録

1 施設の所在地

埼玉県秩父市上吉田地内・秩父郡小鹿野町大字飯田地内

2 施設の規模

(1) 県が整備した施設

広場（村の広場3,000㎡、子どもの広場4,000㎡、多目的広場11,000㎡）

園路・森林

キャンプファイヤー施設

ジャブジャブ池（子どもの広場内）

サイクリング用道路（1,100m）

駐車場（小型160台、大型5台）

受水場41.3㎡

配水場75.4㎡

下水処理場188.8㎡

電気施設

屋外照明

放送設備

トイレ

東屋

遊具

体験農場（875㎡）

(2) 市町が整備した施設

① 秩父市（敷地面積6,819㎡）

キャンプ場（バンガロー8棟55人収容、屋外調理施設3棟、トイレ、管理棟）

生産物直売所1棟152㎡

展望台木造1棟

多目的広場（屋外ステージ芝生広場400人収容）

RVパーク

② 小鹿野町（敷地面積15,306㎡）

おがの若者センター1棟2階建て709㎡

交流イベント広場（多目的広場）

交流イベント広場（森林体験広場）

交流イベント広場（自然体験型テントサイト）

展望台

おがのみどりの交流館1棟

施設・設備の維持管理に係る仕様

1 供用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
広場	巡視点検・清掃	週 1 回
	ジャブジャブ池は水質保全を図るため、薬剤投入と清掃を実施	随時
	軽微な修繕	適宜
園路	巡視点検・清掃	週 1 回
	刈払、不陸整正、階段補修等	適宜
管理道	巡視点検・清掃	週 1 回
	刈払、溝渠清掃	随時
	軽微な修繕	適宜
公衆便所	巡視点検・清掃	週 2 回
	軽微な修繕	適宜
駐車場	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な補修	適宜
東屋・遊具	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な補修	適宜
体験農場	巡視点検・清掃	週 1 回
	軽微な補修	適宜

* 修繕、補修については、別紙 2 「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に応じて実施するものとする。

* 遊具の維持管理については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」下記アドレス参照）に基づき維持管理するものとする。

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000083.html

2 植栽管理

区分	管理方法	年間計画
芝生管理	芝刈り	5～10月に適宜
	除草	適宜
高木管理	剪定	9～12月に適宜
	枯損木の除去	適宜
低木管理	刈り込み	6～10月に適宜
自然林管理	林内刈払、剪定	6～10月に適宜
	除伐・枯損木等の除去	適宜

3 管理用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
給水設備 ①受水槽14.0m ³ ②配水池193.4m ³ (増圧ポンプ有) ③浄水設備 ④減圧装置	設備の正常運転に必要な維持管理 水道法に基づく水質検査、安全を 図るための簡易水質検査を実施	維持点検：年6回 定期水質検査：年12回 年次水質検査：年1回 滅菌清掃：年1回 簡易水質検査：随時
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
汚水施設 処理方式 接触ばっ気方式 処理能力 200m ³ /日	設備の正常運転に必要な維持管理 水質汚濁防止法及び浄化槽法に基 づく清掃、水質検査	維持点検：年26回 水質検査(汚濁)：年1回 水質検査(浄化)：年4回 浄化槽法定検査：年1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
電気施設 ①需要設備 設備容量400kVA 受電電圧6600V ②非常用予備発電 装置 定格容量25kVA 定格電圧200V	電気事業法に基づく施設の点検	月次点検：月1回 年次点検：年1回
	日常巡視点検	月1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
消防設備 ①消火器具	機能点検	年2回
照明設備 放送設備	巡視点検	月1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜

*修繕、補修については、別紙2「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」
に応じて実施するものとする。

別記 1

文書管理上の留意事項

(基本的事項)

第1 乙は、指定管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）を正確かつ迅速丁寧に取り扱うとともに、常にその処理の経過を明らかにし、適正に管理しなければならない。

(文書等の管理基準等)

第2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

(文書等の保存期間)

第3 乙は、埼玉県文書管理規則第8条及び当該文書等の利用の頻度、保管場所のスペース、消滅時効等を勘案し、甲と協議の上、当該文書等の保存期間を定めるものとする。

(文書等の廃棄)

第4 乙は、当該文書等の保存期間が満了したときは、甲と協議の上、当該文書等の廃棄を決定するものとする。この場合において、乙は、破碎、熔解、焼却その他甲の認める方法により、当該文書等を廃棄しなければならない。

(文書等の引継ぎ)

第5 乙は、指定期間が終了したときは、速やかに、当該文書等のうち保存期間が終了していないもの又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。

別記2

個人情報取扱特記事項

乙が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、指定管理業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）並びにその他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規則等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（利用目的の特定）

第2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、指定管理業務の遂行に必要な範囲内において、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

（利用目的による制限）

第3 乙は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（従事者の監督）

第4 乙は、指定管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、法第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第5第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

3 甲は、個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対して必要かつ適切な監督を行う。

（取扱状況の報告等）

第6 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲、乙協議の上定める期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等を書面により甲に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

（利用及び提供の制限）

第7 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を指定管理業務以外

の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。指定管理業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第8 乙は、第7に基づき、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第9 乙は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の引渡し等)

第10 乙は、指定管理業務を行わなくなった場合には、その取り扱う個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「引渡し対象資料等」という。)を速やかに甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に引渡し対象資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、乙が指定管理業務を行う上で不要となった引渡し対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

第11 本協定書第18条第2項に定めるところにより、乙が指定管理業務の一部(個人情報の取扱いを含む場合に限る。)を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、乙は、この協定及びこの特記事項の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 法第66条、第67条、第176条及び第180条の適用を受けることの説明をすること

(2) 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせること

(3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること

(安全確保上の問題への対応)

第12 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって、指定管理業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む。)等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(苦情処理)

第13 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(別記様式)

誓 約 書

私は、みどりの村の指定管理業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報に関し、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）、第176条及び第180条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、みどりの村の指定管理業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、県民の福祉を増進する目的をもって県民の利用に供されるべきみどりの村の指定管理業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 ○○○（施設の名称） 指定管理者○○○○（指定管理者の名称）
 ○○○（指定管理業務に関する総括責任者の役職名） ○○○○（氏名）

令和 年 月 日

氏 名

令和 年度埼玉県みどりの村指定管理業務事業計画書

- 1 基本方針
施設の基本的な運営方針
特記すべき事業・取組の内容等
- 2 事業計画
 - (1) 指定管理業務
実施事業の説明等
 - (2) 自主事業計画
実施事業の説明等
 - (3) 来園者数見込
来園者数の見込
- 3 収支予算案
指定管理業務、自主事業ごとの収入・支出見込み、収支差額。
「事業計画」に示す事業項目と、支出科目は連動すること。
- 4 管理執行体制
当該施設を管理する職員数・組織図・事務分掌等
- 5 その他甲が必要と認める事項

埼玉県みどりの村利用状況報告書（令和 年 月分）

1 施設の利用状況について

(1) 今月の利用者数

当月利用者数（前年度当月）	当年度利用者数（前年度当月）	利用者数累計
人（ 人）	人（ 人）	人

(2) イベント等の開催及び参加者数

日（曜日）	イベント等の名称（主催者）	参加者数
		人
計		

(3) 利用者からの意見・要望など

2 施設等の管理について

(1) 建物、機械設備等の保守・維持・管理に関する状況

①異常あり 異常の内容	②異常なし 対 策
(今月新規の報告事項)	
(前月報告事項の経過)	

(2) 森林施設、植栽木等の維持管理状況

エリア	維持管理の内容
広場	
キャンプファイヤー施設	
ジャブジャブ池	
サイクリング用道路	
体験農場	

3 施設の利用計画・利用促進に関する状況

--

4 その他必要な事項

--

令和 年度埼玉県みどりの村管理業務事業報告書

(あて先) 甲 _____

乙 _____

1 事業概要

- (1) みどりの村の施設の利用について
- (2) 山村における農業及び林業についての学習について
- (3) みどりの村の施設（設備及び物品を含む）の維持管理について
- (4) その他甲が必要と認める業務について

2 管理執行体制

3 決算書

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

様式第4号

みどりの村管理日誌

令和	年	月	日	天候	記入者
1 利用状況 (1) 利用者数 人 (2) イベント等の開催、団体等の利用状況 _____ (3) 施設の利用状況					
				利用者数(団体数)	備考
(4) 利用者からの要望等 _____ 2 施設管理の状況 (管理対象施設(箇所)、管理内容、異常の有無等) _____ _____ _____ 3 その他特記事項 _____ _____					

退出時点検チェック (レ点：異常なし)					
項目 場所	時 分		電気等	施錠	警報装置
	火気				
(その他事項)					

埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、県が発注する契約の適正な履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、埼玉県の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員、代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員（専務取締役以上）、実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者をいう。
 - (2) 一般役員等 有資格業者の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所を代表する者で、(1) 以外の者をいう。
 - (3) 使用人 有資格業者の一般従業員で、(1)、(2) 以外の者をいう。
 - (4) 共同企業体 複数企業が共同で工事を受注し、施工するための組織をいう。
- 2 前項 (1) から (3) までの地位は、措置要件に該当する行為を行った時点の肩書とする。

（入札参加停止）

第 3 条 知事は、有資格業者、その使用人、下請負人又は有資格業者を構成員を含む共同企業体の行為が別表第 1 又は別表第 2（以下「別表」という。）の措置要件の欄の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当した場合は、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。

- 2 知事は、県が発注する契約において、別表第 2 第 3 号又は第 4 号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人、又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人（以下「有資格業者の使用人等」という。）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、有資格業者の使用人等が代表役員等又は一般役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止の措置を行うことができる。
- 3 県が発注する契約に関し、別表第 2 第 5 号の措置要件に該当し、入札参加停止の措置を受けた有資格業者の使用人等が、当該入札参加停止期間中又は入札参加停止期間満了後、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合は、この要綱の適用について当初から同表第 2 第 4 号の措置要件に該当し、入札参加停止を措置されたものとみなす。

（下請負人及び共同企業体の構成員に関する入札参加停止）

第 4 条 知事は、有資格業者（元請負人）に対し、入札参加停止の措置を行う場合にお

いて、当該措置の原因である事案について責めを負うべき下請負人（有資格業者）が明らかになった場合は、当該下請負人に対し、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

2 知事は、共同企業体が別表各号に該当する行為を行った場合は、当該共同企業体の構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）に対し、当該共同企業体の行為に該当する別表各号の措置期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

3 知事は、前条又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該構成員に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

（入札参加停止期間の特例）

第5条 有資格業者が一つの事案により別表各号の措置要件に複数該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の最も長いものとする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当初の2倍（当該2倍の期間が36月を超える場合は36月）の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1月に満たない場合は、1.5倍の期間とする。

一 別表第2の第1号から第4号までの措置要件に係る入札参加停止期間中又は当該期間満了後3年を経過するまでの間に、別表第2の第1号から第4号のいずれかに該当することとなった場合。

二 前号に掲げる場合のほか、別表各号（別表第2の第5号を除く。）の措置要件に係る入札参加停止期間中又は当該期間満了後2年を経過するまでの間に、別表各号（別表第2の第5号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合。

三 「埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱」の別表第1各号の措置要件に係る入札参加除外期間中又は当該期間満了後5年を経過するまでの間に、別表第2の各号（第5号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合。

3 知事は、入札参加停止の措置に関して、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、別表各号に規定する期間を2分の1又は2倍にすることで入札参加停止の期間を変更することができる。

4 知事は、入札参加停止の期間を満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、前項の規定を準用した入札参加停止の期間から、当初の入札参加停止の期間を差し引いた期間を入札参加停止の期間とすることができる。

5 知事は、入札参加停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなった場合は、当該有資格業者について入札参加停止の措置を解除するものとする。

（期間の加算）

第6条 知事は、第3条から第5条までのいずれかに該当し、かつ、別表第3の区分に応じた加算事由に該当する場合は、第3条から第5条までのいずれかに規定する入札参加停止の期間に、同表の加算期間を加算するものとする（ただし、加算した後

の期間が36月を超える場合は36月とする。)

(入札参加停止の通知)

第7条 知事は、入札参加停止の措置を行った場合は「様式第1号」、入札参加停止期間の変更を行った場合は「様式第2号」、入札参加停止の解除を行った場合は「様式第3号」により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める場合は、通知を省略することができる。

2 知事は、県の発注した契約に関する入札参加停止の通知をする場合で、必要があると認める場合は、当該有資格業者に対し、改善措置の報告を徴することができる。

(指名の取消)

第8条 発注機関の長は、入札参加停止の措置を受けた有資格業者を指名競争入札において、現に指名している場合は、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の制限)

第9条 発注機関の長は、入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(下請負等の禁止)

第10条 発注機関の長は、契約について、入札参加停止期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(警告)

第11条 知事は、別表第4の各号のいずれかに該当する場合は、当該有資格業者について、文書により警告の措置を行うことができる。

(報告)

第12条 知事は、第3条第2項の措置を行おうとする場合で必要があると認める場合は、当該有資格業者から、役員等の兼職について様式第4号により報告させることができる。

(入札参加停止の公表)

第13条 知事は、第3条第1項若しくは第2項又は第4条各項の規定により入札参加停止の措置を行った場合は、当該有資格業者名等について公表するものとする。また、第5条第5項の規定により入札参加停止の措置を解除した場合は、速やかに公表を取りやめるものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に措置された案件については、なお、従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

埼玉県内において起こした事故等に対する措置基準

区分	措置要件	期間	特記
虚偽記載	1 県の発注する契約（以下「県契約」という。）に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書、その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から 2月	
粗雑工事	2 県契約の履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑（軽微は除く）にしたと認められる場合。	当該認定をした日から 2月	
	3 県内における建設工事等で県契約以外のもの（以下「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められ、かつ県以外の行政機関による停止措置がなされた場合。	当該認定をした日から 1月	
契約違反	4 第2号に掲げる場合のほか、県契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から 2月	
公衆損害事故	5 県契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる場合。	当該認定をした日から ・死亡事故3月 ・それ以外2月	
	6 県内における契約で県契約以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められる場合。	当該認定をした日から ・死亡事故2月 ・それ以外1月	事故が重大な場合とは、有資格業者の使用人等が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
関係者事故	7 県契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合。	当該認定をした日から ・死亡事故2月 ・それ以外1月	
	8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められる場合。	当該認定をした日から ・死亡事故1月 ・それ以外2週間	事故が重大な場合とは、有資格業者の使用人等が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

別表第2（第3条関係）

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

区分	措置要件	期間	特記
贈賄	1 次のア、イ、ウに掲げる者が県の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	当該認定をした日から 6月 5月 4月	
	2 次のア、イ、ウに掲げる者が県の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	当該認定をした日から 5月 4月 3月	「他の公共機関の職員」とは ①刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員。 ②特別法で、公務員とみなされる者。 ③特別法で収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人。
独禁法違反	3 次の場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。 ア 県契約又は県内におけるもの イ 上記以外での業務	当該認定をした日から 12月 4月	・排除措置命令、課徴金納付命令、刑事告発、有資格業者の使用人等の逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ・公正取引委員会から課徴金減免制度の適用事業者として公表された場合（排除措置されていない場合及び刑事告訴されていない場合に限る。）は、措置を2分の1とする。
競売入札妨害・談合	4 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ア 県契約又は県内におけるもの イ 上記以外での業務	当該認定をした日から 12月 4月	
	5 県契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により、県が刑事告発を行った場合。	当該認定をした日から 12月	

区分	措置要件	期間	特記
建設業法違反	6 次の場合において、主任技術者の不設置、一括下請負、経営事項審査の虚偽申請、その他建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合。 ア 県契約 イ 上記以外の場合	当該認定をした日から 3月 1月	・監督処分がなされた場合（知事が軽微なものと判断した場合を除く。）。 ・代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
不正又は不誠実行為	7 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、過積載、不正軽油の製造・使用、産業廃棄物の不法投棄、外国人の不法就労、その他不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から 1月	・代表役員などが業務に関する法令違反で逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
不誠実行為	8 別表第1の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から 1月	
報告義務違反	9 県発注の契約において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から 2週間	・報告とは、埼玉県暴力団排除条例第9条又は「公共工事への暴力団等の不当介入対応マニュアル」に規定する報告をいう。
度重なる警告	10 3年間に2回、別表第4の各号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められる場合。 ア 別表第4第2号に該当する行為が含まれる場合 イ 上記以外の場合	当該認定をした日から 2月 1月	

別表第3 (第6条関係)

措置期間の加算

区分	加算事由		加算期間	
粗雑工事	県契約に関し、 ① 低入札価格調査を行った工事の場合 ② 故意に粗雑な工事を行った場合		1月	
契約違反	県契約に関し、 ① 正当な理由なく契約を履行しなかった場合 ② 一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合 ③ 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で請求した場合		1月	
独占禁止法	① 違反行為者の地位	代表役員等である場合	県契約又は県内におけるもの 上記以外での業務	4月 2月
		一般役員等である場合	県契約又は県内におけるもの	2月
			上記以外での業務	1月
		② 中心的役割・受注調整を行っていた場合		2月
	③ 組織的・継続的に行っていた場合		2月	
④ 独占禁止法違反により公正取引委員会が刑事告発を行った場合		2月		
競売入札妨害又は談合	① 違反行為者の地位	代表役員等である場合	県契約又は県内におけるもの 上記以外での業務	4月 2月
		一般役員等である場合	県契約又は県内におけるもの	2月
			上記以外での業務	1月
		② 中心的役割・受注調整を行っていた場合		2月
	③ 組織的・継続的に行っていた場合		2月	
建設業法違反	① 逮捕（逮捕を経ないで公訴を提起された場合を含む）者の地位	代表役員等である場合	2月	
		一般役員等である場合	1月	
	② 営業停止処分が行われた場合		1月	
不正又は不誠実行為	① 違反行為者の地位	代表役員等である場合	2月	
		一般役員等である場合	1月	
	② 国又は県内の地方公共団体が、県内における契約に関し、法令違反により刑事告発し、有資格業者を入札参加停止した場合		5月	
	県契約に関し、 ③ 落札決定後辞退した場合 ④ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合 ⑤ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた場合		2月	

別表第4（第11条関係）

警 告 要 件
1 県発注工事の完了検査において、工事成績点が65点未満の場合。
2 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、県の職員に対して入札参加、元請業者に対する指導・あつせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行った場合。
3 県契約の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不適當であると認められる場合。
4 別表第1の各号及び別表第2の第1号から第9号までの措置要件に該当するが、入札参加停止措置を行わない場合において、必要があると認められる場合。

埼玉県みどりの村指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代 表 者 氏 名

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別紙様式 1 - 2

指定管理者の指定に係るグループによる申請書

1 埼玉県みどりの村に係る指定管理者の募集に、下記のとおりグループで申請します。

[グループの名称] _____

2 下記の者を代表者と定め、次の権限を委任します。

[代表者] _____

記

1 グループ構成員

代表者	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	

2 代表者への委任事項

- (1) 埼玉県みどりの村の指定管理者申請関係書類の作成及び提出に関する事項
- (2) 指定管理者候補者選定に関する面接審査への出席に関する事項

法人等名
代表者氏名

法人等名
代表者氏名

法人等名
代表者氏名

* 構成員の数によって行数は調整してください。

* 「グループの協定書又はこれに準ずる書類」(様式は任意)を添付してください。

埼玉県税の納税状況等の確認に関する同意書

年 月 日

埼玉県知事 殿

申請者の主たる
事務所の所在地
法人等の名称
代表者の氏名

埼玉県みどりの村の指定管理者の指定を申請するにあたり、指定管理候補者の選定時、また、指定管理者として指定された場合にあつては当該指定期間中（令和7年4月1日から令和年12月31日までの5年間）に、埼玉県において、埼玉県税の納税状況等について納税状況等確認システムを用いて確認することに同意します。

法人番号（13桁）														
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ※ 法人番号指定通知書等に記載のある 13 桁の法人番号を記載してください。
- ※ 納付後間もないなど、納税状況が本県のシステムで確認できないときは、納税証明書の提出を求めることがあります。
- ※ 国税の納税証明書、市町村税の納税証明書は従来どおり提出してください。

別紙様式 3

重大な事故又は不祥事に関する報告書

年 月 日

埼玉県知事 殿

申請者の主たる
事務所の所在地
法人等の名称
代表者の氏名

埼玉県みどりの村の指定管理者の指定を申請するにあたり、令和7年4月1日から起算して過去5年間に生じた重大な事故又は不祥事について、次のとおり報告します。

- 1 重大な事故又は不祥事の有無

- 2 発生年月日、発生場所、事件又は不祥事の別及びその概要

- 3 発生時の対応及び帰責事由の有無

- 4 発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況

- 5 現在の状況（紛争継続の有無等）

※ 重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去5年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）の役員又は職員に生じた次のものを指します。

・重大な事故又は不祥事の定義

- (1) 他の団体における指定管理者業務に係る指定の取消し、業務停止命令を受けた場合
- (2) 国、地方自治体における入札参加停止措置を受けた場合
- (3) 役員及び従業員において重大な事故または不祥事*があった場合

*「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」第3条に基づき指名停止を行う要件に該当するもの

※ なお、対象となる応募団体の役員又は職員には、契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みません。

埼玉県みどりの村の管理運営に係る事業計画書

提出年月日

法人等名

1 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

- 公の施設であるみどりの村を管理運営していくにあたっての心構えや基本方針を記載してください。
- 施設の利用にあたって、みどりの村等利用への配慮について記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

2 管理執行体制

- 人員配置及び雇用者数を記載してください。
- 職員の研修計画を記載してください。（内容、対象者、実施時期・回数など）
- 職員の雇用の考え方を記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

3 みどりの村の現状認識と将来展望

- みどりの村の現在の状況に対する認識を記載してください。
- みどりの村について将来どのような管理運営を目指し、どのような施設にして行くかについて記載してください。
- その他の事項については必要に応じて記載してください。

4 農業や林業についての学習に関する事業計画

- 農林業の体験プログラム等について記載してください。（内容、対象者・人数、実施時期・回数、指導スタッフの配置（農林業に関する知識・経験等を記載）など）
- その他の事項について必要に応じて記載してください。

5 第75回全国植樹祭に関する事業計画

- 令和7年度に本県で開催される第75回全国植樹祭に向けて、機運醸成を図るための展示やイベント実施に関することを記載してください。
- 大会後、森林・みどりに対する県民理解を未来に引き継いでいくための取り組みに関することを記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

6 サービスを向上させるための方策

- みどりの村市町施策管理者との連携などとおしての利用者へのサービスを向上させる方策について記載してください。

- 施設利用の促進を図る方策について記載してください。
- 利用者から農林業に関する質問があった場合の体制・対応を記載してください。
- 広報計画について記載してください。
- その他の事項について必要に応じて記載してください。

7 利用者等のニーズの把握及び実現策

- 利用者のニーズをどのように把握し、それをどのように実現させるかなど記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

8 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

- 危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑防止のための対策、苦情への対応等について記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

9 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

- 個人情報保護のための基本方針・規則の制定、情報管理体制等について記載してください。

10 危機管理に対する方針について

- 防災、防犯、ケガ人や急病人発生時など、緊急時の体制・対応について記載してください。
- 加入する保険の概要について記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

11 みどりの村の管理運営に係る令和7年度収支予算案

- 県から指定管理業務に係わる委託料として支払う必要額を見込みで算出してください。

12 5年間の中期収支計画

- 効果的かつ効率的な管理運営を行う方策を記載してください。
- 利用人数予測、収支計画、県から指定管理業務に係わる委託料として支払う必要額、その他必要と考える事項を記載してください。

13 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」について

- 事業運営を自ら評価する自己評価制度について記載してください。

14 広場等、施設の管理計画

- 管理する施設・設備ごとに管理方法、実施回数等記載してください。
- 委託による管理を行う施設については、その旨記載してください。
- 管理にあたり、県内中小企業者の受注機会の増大や県内中小企業者に配慮した物品調達等についての考え方を記載してください。

- 管理にあたり、省エネルギーや物品調達についての考え方等について記載してください。
- その他の事項については、必要に応じて記載してください。

15 その他

- その他の事項については、必要に応じて記載してください。
- ※ 1～14の記載にあたっては、指定期間が5年間であることを考慮してください。
- ※ 1～14をとおして、みどりの村市町施設との連携事項等があれば適宜記載してください。
- ※ 必要であれば、表や図を別紙として添付してください。
- ※ 用紙のサイズはA4版とし、ページ数については制限はありません。
- ※ 文字のフォント、サイズ等については特に指定しません。

応募資格がある旨の誓約書

令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 氏 名

みどりの村指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- ・みどりの村指定管理者募集要項「4 申請の手続 (1) 申請者の備えるべき資格」の資格申請要件を満たしています。
- ・提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

別紙様式 6 (記入例)

○委託予定業務一覧

委託を予定している業務について記載してください。このうち、県が指定する業務については、委託業務開始前にあらかじめ県から文書により承認を受けていただきます。

業務区分名	業務名	業務内容	委託を行なう理由	委託先選定方法、選定期間、選定方法の考え方
施設保守点検業務	ボイラー等運転業務	給湯用、暖房用のボイラー、冷凍機の運転及び保守委託業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、一般競争入札により価格が最も低い者を選定する
	消防設備保守点検	消防設備の法定点検業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、施設所在の市の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
	音響設備保守点検	大型音響機器の保守業務	専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、系列会社を選定する

区分例：施設保守点検業務、清掃業務、警備・案内、企画・計画業務、庶務事務等。

- ・業務名ごとに業務内容等を記載する。
- ・未確定の場合は、業務区分ごとに、業務内容等を記載する。
- ・指定管理業務開始前の場合は、県から指定する業務については、「業務名」ごとに記載させる。

別紙様式 6

○委託予定業務一覧

委託を予定している業務について記載してください。このうち、県が指定する業務については、委託業務開始前にあらかじめ県から文書により承認を受けていただきます。

業務区分名	業務名	業務内容	委託を行なう理由	委託先選定方法、選定時期、選定方法の考え方

埼玉県みどりの村現地説明会 参加申込書

令和 年 月 日

埼玉県農林部 森づくり課 あて
 (E-mail a4300-13@pref.saitama.lg.jp)

次のとおり現地説明会に参加します。

法人等の名称		(ふりがな)
法人等の所在地		
参加者 (2名 以内)	所属部署名	
	氏 名	(ふりがな)
	所属部署名	
	氏 名	(ふりがな)
連 絡 先	所属部署名	
	担当者(ふりがな)	
	電 話	
	F A X	
	E-mailアドレス	
グループで参加する 場合の構成員	法人等の名称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	法人等の名称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	法人等の名称	
	所 在 地	
	代表者氏名	

*必ず電子メールで送信してください。

*申込締切は令和6年7月26日(金)正午まで

募集要項の内容等に関する質問書

法人等名

担当者名

連絡先：電話

：ファックス

：電子メール

質問項目	質問内容

別添様式 8

申請書類提出用 URL 送付依頼書

令和 年 月 日

埼玉県農林部森づくり課 あて
 (E-mail a4300-13@pref.saitama.lg.jp)

申請書類を提出したいので URL の送付を依頼いたします。

法人等の名称	(ふりがな)	
法人等の所在地		
連 絡 先	所属部署名	
	担 当 者	(ふりがな)
	電 話	
	F A X	
	E-mailアドレス	

*必ず電子メールで送信してください。(E-mail a4300-13@pref.saitama.lg.jp)

*本書の提出期間は令和6年8月26日(月)から令和6年8月30日(金)までです。